

所沢市防犯カメラの設置及び 運用に関するガイドライン



令和8年4月

所沢市

目次

1	防犯カメラの設置に向けて	1
2	ガイドライン策定の目的	1
3	定義	2
3-1	防犯カメラの種類	
3-2	対象及び設置主体	
4	「街頭防犯カメラ」の設置及び運用における遵守事項	3
4-1	設置目的の明確化	
4-2	設置場所・撮影範囲	
4-3	運用責任者、操作担当者の指定	
4-4	画像の取扱いに関する制限	
4-5	画像の安全管理措置	
4-6	画像の利用及び提供	
4-7	その他、街頭防犯カメラの設置、画像の取扱いを適正に行う ために必要な事項	
4-8	苦情等の処理に関すること	
5	その他	6
6	参考 街頭防犯カメラ設置及び運用に関する基準(様式例)	7

1 防犯カメラの設置に向けて

本市では、所沢市防犯のまちづくり推進条例（平成 22 年条例第 22 号）に基づき、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、地域社会において犯罪を誘発する機会を除去すること、犯罪を起こさせにくい地域づくりを行うことを基本理念に掲げ、所沢市防犯協会をはじめ、自主防犯団体、所沢警察署、埼玉県等と連携し、防犯に関する啓発や活動支援など様々な施策に取り組んでいます。

しかしながら、特殊詐欺による被害件数及び被害額の大幅な増加、闇バイトを介して一般市民を加害者や被害者として巻き込む匿名・流動型犯罪グループによる犯罪など、新たな犯罪が各地域で発生し、全国的な社会問題になっています。

本市においても、令和 6 年 10 月に闇バイトによる強盗致傷事件が発生し、市民の生命や生活が脅かされる事態が身近なものであるとの認識が高まり、今まで以上に、犯罪の早期解決、犯罪抑止が求められるようになりました。

このような社会情勢を踏まえ、公共空間に防犯カメラを設置することは、犯罪の抑止効果があること、住民が安心感を得られること、事件発生時における早期解決につながることなど、安全なまちづくりを形成する手段の一つとして、大いに効果が期待できるところです。

本市といたしましても、「断固として犯罪を許さない」との思いのもと、市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現していくため、公共空間を対象として防犯カメラの設置を進めていくものです。

2 ガイドライン策定の目的

防犯カメラの有用性を認める一方で、承諾のないまま不特定多数の人を撮影し、防犯カメラによって収集された画像、映像又はそれらに係る情報（以下「画像」という。）を記録し、場合によっては、警察等第三者への提供を想定していることから、防犯カメラの取扱いは慎重に行う必要があります。更には、行動が監視されていると捉えられることも想定されるなど、プライバシーや個人情報保護の観点においても、十分に配慮する必要があります。

そのため、本市では防犯カメラの取組を適正に進めていくために、防犯カメラの設置及び運用における考え方や遵守事項などを明確にすることを目的として、本ガイドラインを策定するものです。

3 定義

3-1 防犯カメラの種類

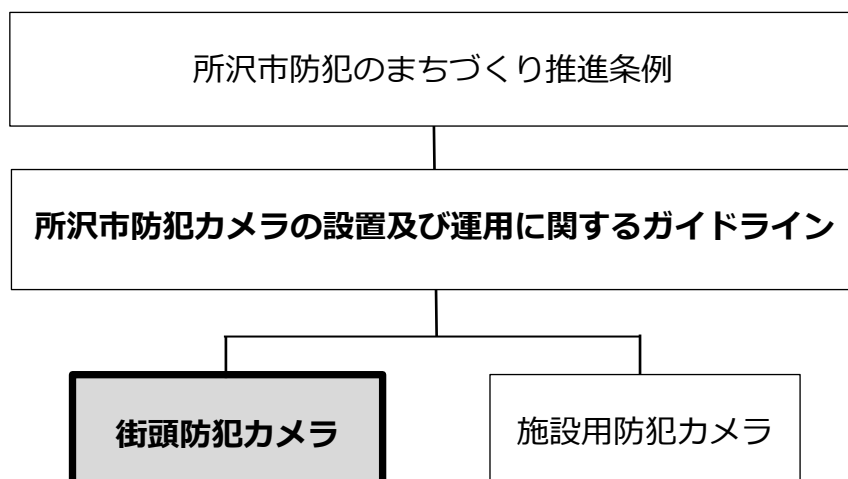
本ガイドラインにおける防犯カメラとは、特定の場所を画像として記録するカメラ、そのデータを記録する装置又は別に設けた記録装置に送信するための機器、その他関連機器で構成されるものをいいます。

その分類として、防犯を主目的とした道路等の公共空間に設置される「街頭防犯カメラ」と、犯罪発生を抑止等の効果も望めるものの施設管理を主目的とした「施設用防犯カメラ」があり、本市の公共施設においては、市の施設における防犯カメラの設置及び利用に関する基準（平成 26 年 3 月 19 日施行）及び各施設で設けた基準に基づき設置がなされています。

種類	主な目的	主な撮影対象
街頭防犯カメラ	地域の犯罪発生を抑止 犯罪の早期解決 体感治安の向上	主に屋外の公共空間 (道路、公園など)を 撮影するもの
施設用防犯カメラ	施設の維持管理・監視 施設利用者の安全確保 施設での犯罪発生を抑止	施設の館内・敷地内、 自由通路、駐車場など 施設を撮影するもの

3-2 対象及び設置主体

本ガイドラインは、主に屋外の公共空間を撮影する「街頭防犯カメラ」を対象とし、当該防犯カメラは、市や自治会等が設置及び運用することを想定しています。



4 「街頭防犯カメラ」の設置及び運用における遵守事項

街頭防犯カメラの設置及び運用に当たっては、埼玉県防犯指針において示されている、防犯カメラの設置と利用に関する指針を踏まえて設置し、以下 4-1 から 4-8 の項目を盛り込んだ基準（p7 様式例を参照）を策定し、当該基準を遵守するものとします。

4-1 設置目的の明確化

街頭防犯カメラを設置する際は、地域における犯罪の発生抑止、事件や事故の早期解決、体感治安の向上等、設置目的を明確にし、その目的を逸脱しない範囲内で運用するものとします。

4-2 設置場所・撮影範囲

街頭防犯カメラの設置場所については、屋外の公共空間において不特定多数の者が自由に利用できる以下の場所を中心に設置を進め、通行人が認知しやすく、設置目的に資する適切な場所を選定します。なお、設置にあたり、各施設管理者の使用許可を得るなど、法令等に基づく手続きを進めることが必要になる場合があります。

- (1) 道路・通路
- (2) 公園・広場等
- (3) 駐車場・自転車駐車場
- (4) その他公共施設の敷地内

また、街頭防犯カメラの撮影範囲については、付近の住宅内部等が映りこむことがないように必要な範囲に留めるものとし、必要に応じてマスキング処理を施すなど、市民等のプライバシーには十分配慮します。

4-3 運用責任者、操作担当者の指定

街頭防犯カメラの管理及び運用を適切に行うため、設置者・運用責任者・操作担当者（以下「設置者等」という。）を置くものとします。

- (1) **設置者** 当該遵守事項に係る管理、運用等に関する基準の策定を行う。
- (2) **運用責任者** 管理及び運用を適切に行うための監督、指示、操作を行う。
- (3) **操作担当者** 運用責任者の指示のもと、防犯カメラの操作及び画像の取扱いを適切に行う。

4-4 画像の取扱いに関する制限

街頭防犯カメラの画像は、プライバシー性の高い情報を含むことから、その取扱いは慎重かつ適切に行う必要があります。

(1) 画像取扱者の制限

街頭防犯カメラの操作及び画像の取扱いをする者は、原則として設置者等に限定します。ただし、4-6 の場合において、この限りではありません。

(2) 秘密の保持

設置者等は、街頭防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報等をみだりに第三者に漏らしてはならず、また、当該情報を設置目的外で使用しないものとします。なお、設置者等の立場を退いた場合においても同様の取扱いとします。

4-5 画像の安全管理措置

取得した画像は、留意すべき情報資産として、適切に管理します。

(1) 画像の保存

街頭防犯カメラの画像は記録時の状態のまま保存し、加工等をしてはなりません。

(2) 画像の保存期間

街頭防犯カメラの画像の保存期間は概ね 2 週間とします。ただし、法令に基づく場合又は捜査機関から捜査を目的として要請を受けた場合において、設置者又

は運用責任者が必要と認めるときは、その期間を延長することができるものとします。

(3) 画像の廃棄方法

保存期間が終了した街頭防犯カメラの画像は確実に消去します。また、記録媒体を廃棄する場合には、記録の読み取りや復元を行うことができないように、設置者等が関わった上で、記憶媒体の全ての情報を消去の上、破壊等による復元不可能な状態にする措置を行います。

(4) 記録媒体の保管

画像を保存した記録媒体（ハードディスクや SD カード等）及び画像を確認するための端末（パソコン等）は、施錠された環境で保管するなど、設置者等以外の者が容易に取り扱うことができないよう措置を講じます。

(5) 情報セキュリティ

画像の閲覧には専用ソフトの使用やパスワードを設定し、設置者等以外が容易に閲覧できないよう適切に管理します。また、インターネット等の通信回線を用いる場合は情報の漏えいに特に注意を払います。

4-6 画像の利用及び提供

設置者等は、設置目的以外の目的のために画像を利用し、提供し、又は閲覧させないものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、画像の提供又は閲覧させることができます。

- (1) 警察の捜査関係事項照会に対応する場合（刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第 2 項）
- (2) 裁判官の発する令状に基づく捜査に対応する場合（刑事訴訟法 第 218 条第 1 項）
- (3) 行方不明者の安否確認、災害発生時における被害状況の把握等、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合

設置者等は、これらの基準に基づいて画像を提供又は閲覧させる場合、書面の提出を求め、以下の項目を台帳に記録するものとします。

- (1) 申出日
- (2) 要請があった画像の日時及び場所
- (3) 画像を必要とする目的及び理由
- (4) 提供先の所属、画像を取り扱う者の役職、氏名

4-7 その他、街頭防犯カメラの設置、画像の取扱いを適正に行うために必要な事項

設置場所又はその付近において、防犯カメラを設置していることがわかる表示を掲示して、広く市民に周知し、注意喚起を図ります。

4-8 苦情等の処理に関すること

設置者等は、当該設置者が設置し、又は管理している防犯カメラに対する苦情や問合せに対し、誠実かつ迅速に対応するものとします。

5 その他

このガイドラインのほか、以下の法令等に基づき適切に取り扱うものとします。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (2) 埼玉県防犯指針
- (3) 市の施設における防犯カメラの設置及び利用に関する基準

参考

〇〇街頭防犯カメラ設置及び運用に関する基準（様式例）

〇〇〇〇

- 1 目的
- 2 設置場所・撮影範囲
- 3 防犯カメラの運用責任者等の指定
 - (1) 設置者
 - (2) 運用責任者
 - (3) 操作担当者
- 4 画像の取扱いに関する制限
 - (1) 画像取扱者
 - (2) 秘密の保持
- 5 画像の安全管理措置
 - (1) 画像の保存
 - (2) 画像の保存期間
 - (3) 画像の廃棄方法
 - (4) 記録媒体の保管
 - (5) 情報セキュリティ
- 6 画像の利用及び提供
- 7 その他防犯カメラの設置、画像の取扱いを適正に行うために必要な事項
- 8 苦情等の処理に関すること

附則

本運用基準は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

参考

〇〇街頭防犯カメラ設置及び運用に関する基準（作成例）

〇〇自治会

1 目的

（例）〇〇地区の安全で安心なまちづくりを目指すため、犯罪の発生抑止、体感治安の向上、犯罪や事件等の早期解決に資する街頭防犯カメラの管理運営及び撮影した画像の適切な取扱いについて、運用基準を定めるものとする。

2 設置場所・撮影範囲

（例）所沢市〇〇番地、〇〇通りに〇〇台

（例）撮影範囲は〇〇通りに限る

（例）設置場所を記した地図の添付でもよい

3 防犯カメラの運用責任者等の指定

(1) 設置者 （例）会の代表者又は組織名でも良い

(2) 運用責任者 （例）運用にあたり指示監督する者
（市施設の場合、施設の長又は設置する所管課長）

(3) 操作担当者 （例）操作、画像の取扱い及び管理をする者

4 画像の取扱いに関する制限

(1) 画像取扱者 （例）基準3に基づく

(2) 秘密の保持 （例）画像及び画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはならず、また、当該情報を目的外で使用しない。

5 画像の安全管理措置

(1) 画像の保存 （例）画像は記録時の状態のまま保存し加工等をしていない。

(2) 画像の保存期間 （例）2週間とする。ただし、法令に基づく場合又は捜査機関から犯罪捜査を目的として要請を受けた場合において、設置者が必要と認めるときは、その期間を延長することができるものとする。

(3) 画像の廃棄方法 （例）保存期間の終了した画像は確実に消去する。記録媒体を廃棄する場合、初期化や破砕等で確実に消去する。

- (4) 記録媒体の保管 (例) 画像を保存した記録媒体 (ハードディスクやSDカード等) 及び画像を確認するための端末 (パソコン等) は、施錠したロッカーで保管する。
- (5) 情報セキュリティ (例) 画像の閲覧については、第三者が容易に推測できないパスワードを設定し、適切に管理する。

6 画像の利用及び提供

(例) 法令に基づく場合を除き、設置目的以外の目的のために画像を利用し、提供し、又は閲覧させないものとする。ただし、法令に基づき画像を提供し、又は閲覧させる場合は、書面の提出を求め、次の項目を台帳に記録するものとする。

- (1) 申出日
- (2) 要請があった画像の日時及び場所
- (3) 画像を必要とする目的及び理由
- (4) 画像を取り扱う所属、役職、担当者名

画像の提供又は閲覧させる場合の条件

- (1) 警察の捜査関係事項照会に対応する場合
- (2) 裁判官の発する令状に基づく捜査に対応する場合
- (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合

7 その他防犯カメラの設置、画像の取扱いを適正に行うために必要な事項

(例) 設置場所又はその付近において、防犯カメラを設置していることがわかる表示を掲示する。

8 苦情等の処理に関すること

(例) 苦情に対しては、誠実かつ迅速に、誠意をもって対応する。

附則

本運用基準は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

※必要があったら都度改正すること

所沢市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

令和8年4月策定

発行 所沢市

編集 市民部 防犯交通安全課 防犯対策室

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

TEL (04)2998-9090

メールアドレス a9090@city.tokorozawa.lg.jp

表紙 埼玉県立芸術総合高等学校 1年 新留愛生さん 作

※公益社団法人埼玉県防犯協会連合会主催の、令和7年度防犯ポスターコンクールに応募いただき、埼玉県の選考にて佳作を受賞された作品です。